

令和8年4月1日

宝塚市中小企業振興資金
(起業家等支援資金)
融資あっせん制度のしおり

宝塚市 商工勤労課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

TEL 0797-77-2011

FAX 0797-77-2171

起業家等支援資金制度概要

融資対象者	起業家等で市長が認めた者
資金使途	運転・設備
貸付限度額	500万円以内
貸付期間	60カ月以内
貸付利率	年0.6%（固定）
返済方法	元金均等分割返済 特に市長が認めたときは、融資期間内1年以内の据置期間を設けることができる。
担保	必要により徴求
保証人	保証協会の定めるところによる
申込先	産業文化部 商工勤労課
金融機関	市長の指定した金融機関

お申込みができる方

次の全てに該当する必要があります。

- ① 市内で起業を志す、もしくは起業から1年未満である中小企業者、もしくは小規模事業者であること。
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 保証協会の保証対象業種であること
- ④ 営業許可、登録を必要とする業種の場合、その許認可を受けていること
- ⑤ 宝塚商工会議所が創業支援等事業計画に基づき実施する創業セミナー若しくはそれに相当する起業指導、又は公的機関が実施する講座等を受けていること
- ⑥ 宝塚商工会議所、金融機関又は市が認定する起業家等支援施設等の支援を受け事業計画等を策定していること
- ⑦ 資金調達を必要とする事業計画が妥当であり、融資を受けた金額の返済について、十分な能力を有すること

中小企業者とは

中小企業信用保険法第2条1項第1号もしくは第2号に該当する者のことを指します。

	業種分類	資本金又は出資総額	従業員数
①	下記に記載のない全業種	3億円以下	300人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	サービス業	5,000万円以下	100人以下
④	小売業	5,000万円以下	50人以下

小規模事業者とは

中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号、第6号、第7号に該当する者のことを指します。

	業種分類	従業員数
①	下記に記載のない全業種	20人以下
②	商業・サービス業	5人以下

※商業とは卸売業、小売業を指します。

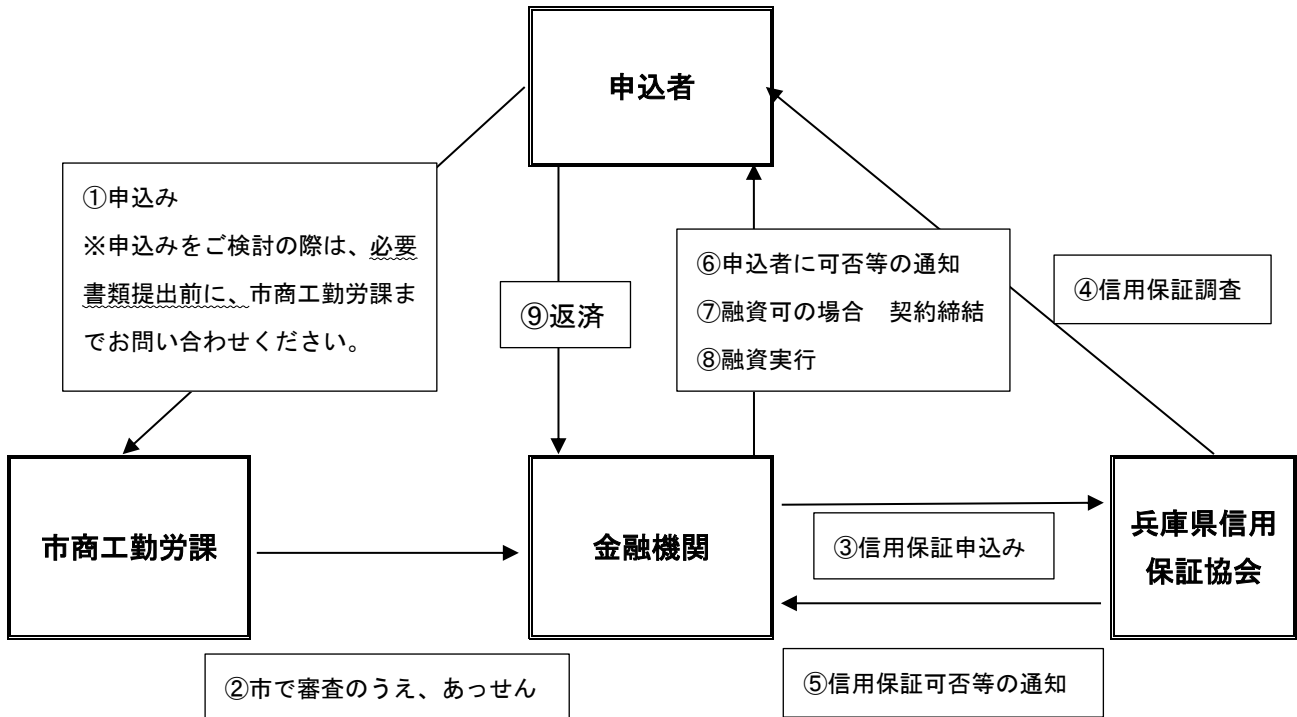
取扱い金融機関

本融資あっせん制度を利用できる金融機関は以下のとおりです。

池田泉州銀行	逆瀬川支店、宝塚支店、売布支店、仁川支店、中山台支店、山本支店、宝塚駅前支店
--------	--

※起業家等支援資金制度の相談は、宝塚駅前支店又は売布支店へ

申込から融資実行まで



必要書類

申請者	全 員	<ul style="list-style-type: none"> 宝塚市中小企業振興資金融資あつせん申込書 ※ 信用保証委託申込書 印鑑証明書（法人の場合は法人印・法人代表者印の両方） 暴力団排除に関する誓約書 事業計画書 宝塚商工会議所の相談履歴証明書若しくは創業セミナーの修了証、又はeラーニング修了証等
	起業後の場合のみ	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書（法人）又は開業届控え（個人事業）等
資金使途	運 転 資 金	・不要
	設 備 資 金	・見積書、カタログ
業 種	許認可が必要な業種	・営業許可書、免許証等
そ の 他		・市長が必要であると認める書類

※ 融資あつせん申込書は原本、それ以外は写しを1部ご提出ください。ただし、各種証明書は有効期限内のものに限ります。

保証料について

市の融資あっせん制度を利用するには兵庫県信用保証協会の保証が必要です。兵庫県信用保証協会が保証を認めて金融機関から融資が実行されるときに、借入金の中から保証料が予め差し引かれます。申込時点では、保証料の額は不明です。詳しくは下記兵庫県信用保証協会へお問合せください。

<お問い合わせ先> 兵庫県信用保証協会阪神事務所
尼崎市昭和通3丁目96 尼崎商工会議所ビル3階
TEL 06-6411-4133

備考

- ・市が直接融資をする制度ではありません。そのため、金融機関の審査によって融資が実行されない場合があります。
- ・宝塚市では本融資あっせん制度を利用して融資を受けた方を対象に利子を補助する制度があります。諸条件について詳細は宝塚市HPをご覧ください。

宝塚市 商工勤労課
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
TEL 0797-77-2011
FAX 0797-77-2171